

議第100号

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井 孝治

京都市公共下水道事業条例の一部を改正する条例

京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「工事（）」の右に「管理者が定める軽易な修繕工事を除く。」を加え、「工事着手前」を「当該排水設備工事に着手する前」に、「当該工事」を「当該排水設備工事」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が、他の公共下水道管理者（法第4条第1項に規定する公共下水道管理者をいう。）が排水設備工事を施行することができる者として指定をした者が排水設備工事を設計し、及び施行する必要があると認めるときは、当該者は、排水設備工事を設計し、及び施行することができる。

第5条第3項前段中「指定下水道工事業者」の右に「（前項ただし書の規定により排水設備工事を設計し、及び施行することができることとされた者を含む。以下この項において同じ。）」を加え、「（管理者が定める軽易な修繕工事を除く。）」を削る。

第6条第1項中「以下」の右に「この条において」を加える。

第7条第1項中「又は」を「及び」に改め、「しようとする者」の右に「（第5条第2項ただし書の規定により排水設備工事を設計し、及び施行することができることとされた者を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

災害その他非常の場合に排水設備工事を施行することができる事業者を確保する等の必要があるので提案する。